

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

中野市長 湯本 隆英

市町村名 (市町村コード)	中野市 (20211)
地域名 (地域内農業集落名)	中野地区 (一本木、栗和田、東松川、普代、上小田中、下小田中、西条、東町、中町、西町、松川、東吉田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月29日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

中野地区では人口減少、高齢化の進行に伴い、農家人口も減少している。農地の大半は平坦な地形に位置し、果樹や水稻、野菜の生産が行われている。市街地や集落に近い農地も多く、また幹線道路沿線など宅地化が進行しており、住宅地と営農環境との関係に苦慮している。住宅地への配慮や農道及び水路の管理作業に係る負担、生産品目の価格低下等の要因による離農やそれに伴う担い手等の不足が課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

果樹を中心に多様な農産物の栽培を引き続き行っていくが、付加価値の高い新たな品目の栽培についてJA等関係機関と連携しながら研究を進める。中野地区は、農地の集約化を進めつつも、地区内人口だけでは農業者が不足していることから地区外から新たな認定農業者等の担い手や多様な経営体などの農業を担う者を積極的に受け入れ、後継者を確保していく。また、担い手等や農地所有者が集う場を地域と関係機関が連携して定期的に開催し、地域農業に関する情報を共有するとともに、次の取組について引き続き検討する。  
①安定した収入確保のための取組②機械・設備を気軽に利用(導入)するための取組③農業体験④情報発信⑤農地の整備⑥農業に対する近隣住民への意見啓発・醸成

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	239.05 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	145.02 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

担い手等への農地の集積・集約化を基本としつつ、農地、農道・水路等の整備により荒廃化を抑制し、担い手等の効率的で安全性の高い農作業や良好な営農環境の確保を図り、兼業農家や自給的農家等の農地利用を進める。農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域(目標地図を作成する区域)とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全管理を行う区域とする。また、既に山林・原野化し、再生が困難な山間部の農地については、農用地区域からの除外を検討する。地域計画策定当初から、農業上の利用が行われる区域内の全農地に、将来の農業を担う者を位置付けることは困難であることから、今後、地域での話し合いを継続し、段階的に農業上の利用が行われる区域や担い手等の追加及び見直しを行っていく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

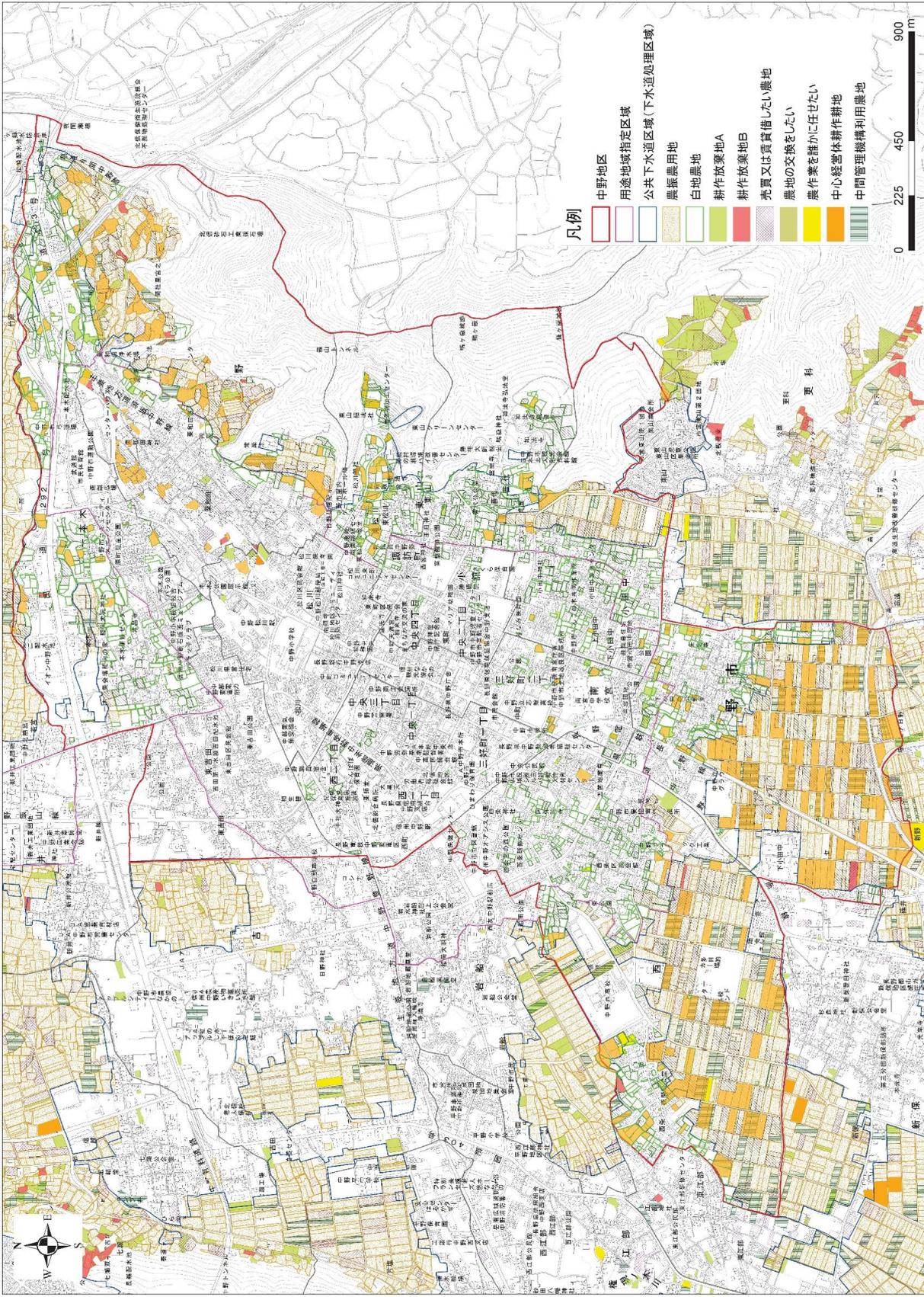
(1)農用地の集積、集約化の方針
中野地区のうち、まずは一本木、上小田中、下小田中の各地区の農地を主とするが、その他の地区についても農地中間管理機構の活用を推進し、経営農地の集約化を目指す。また集積・集約が困難な農地については、現在の耕作者が規模縮小や離農を検討する際、改めて近隣農家への農地の集積、または借り受け等を希望する新規就農者を募るなど、新たな担い手等への継承を推進するものとする。 なお、農地の流動化を促進し、周辺農地の良好な営農環境を保全するため、農地所有者等は耕作していない農地について、定期的に草刈りを行うなど、良好な状態を維持する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構の活用の推進にあたっては、メリットや必要な手続きについてわかりやすく説明する等、周知方法の工夫に努めるとともに、継続的な情報提供を図る。なお、農地所有者の事情や農地利用調整の合意形成等にとって物納(米)が必要であり、農地中間管理機構が認めた場合に限り、物納の取扱いとする。
(3)基盤整備事業への取組方針
中野地区の農業の生産効率の向上や農地の集積・集約化を図るため、農道や水路の整備及び修繕、畑かん設備の改修について検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地区内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手等として育成していくため、市及びJA等と連携し、農業体験の実施や相談体制の確立、情報収集と発信に努め、新たな担い手等が早期に安定経営できるよう、農業機械等のシェアや住宅の斡旋などの取組みについて検討し、切れ目なく支援に取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農作業委託に関する取組については、今後地域において検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

#### 【選択した上記の取組方針】

- ①地区内農地における鳥獣被害を軽減するため、電気柵の効率的・簡略的な管理方法や適正な駆除について検討する。
- ③農業生産に関わる負担の軽減、安全性の向上や効率化を目指して、スマート農業の導入・活用について、市やJA等と連携して研究・検討していく。
- ⑦⑧生産性向上を目指し、農地及び基盤施設の保全・管理に努めるとともに、農地への進入路の整備、ため池・水路等の整備や改修を検討し、担い手等が参入しやすい営農環境を構築する。
- ⑩農業の魅力や就業に関する情報収集及び発信、農業体験やイベントを交えた交流機会の創出に向けて、市やJA、観光団体等が連携して、地域及び農業の魅力発信と担い手等の確保に向けて検討していく。



凡例

- 中野地区
- 用途地域指定区域
- 公共下水道区域(下水道処理区域)
- 農振農用地
- 白地農地
- 耕作放棄地A
- 耕作放棄地B
- 売買又は賃貸借したい農地
- 農地の交換をしたい
- 農作業を誰かに任せたい
- 中心経営体耕作耕地
- 中間管理機構利用農地

